

### 資源管理・漁業所得補償対策

【37,381(43,805)百万円】

#### 対策のポイント

適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぐらすの仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を構築し、コスト対策であるセーフティネット事業と組み合わせ、総合的な漁業所得補償を実現します。

#### <背景/課題>

- ・「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、資源管理・漁業所得補償対策により、適切な資源管理と燃油高騰等に対応した漁業経営の安定を確保することとされています。
- ・漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要です。
- ・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティネット対策を整備することが必要です。

#### 政策目標

資源管理・漁業所得補償対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合90%（平成34年度）

#### <主な内容>

##### 1. 資源管理に取り組む漁業者に対する補助

24,553(31,496)百万円

漁業共済・積立ぐらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填をします。

漁業収入安定対策事業  
補助率：定額  
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

##### 2. 資源管理指針策定・資源管理計画履行確認等に対する支援

468(520)百万円

都道府県が策定した資源管理指針の見直しの検討や、資源管理計画に定められた資源管理措置の履行確認等を行う都道府県資源管理協議会の運営に必要な経費を支援します。

資源管理体制推進事業  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県資源管理協議会

[平成25年度予算概算要求の概要]

3. 資源管理計画等の推進に対する支援 55 (67) 百万円

資源管理計画等の推進のための漁業者協議会の開催等に必要な経費を助成します。

資源管理指針等推進事業  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

4. 漁業共済の加入漁業者に対する助成 8,805 (9,849) 百万円

漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して国庫補助をします。

食料安定供給特別会計へ繰入（漁業共済保険勘定繰入分）  
補助率：定率  
事業実施主体：国（食料安定供給特別会計）

5. 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策 3,500 (1,872) 百万円

漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付します。

漁業経営セーフティネット構築事業  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1、4の事業 水産庁漁業保険管理官 (03-6744-2355 (直))  
2、3の事業 水産庁管理課 (03-3502-8437 (直))  
5の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341 (直))

# 資源管理・漁業所得補償対策の概要

## ポイント

【平成25年度概算要求額37,381百万円】

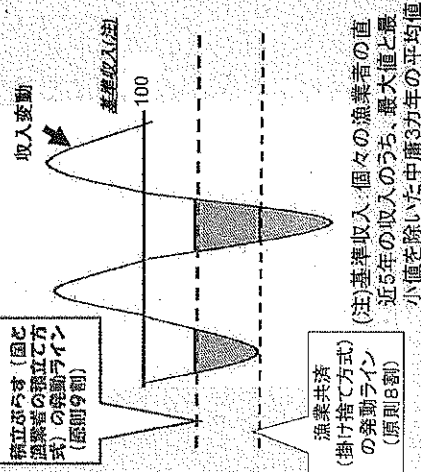
- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせて、総合的な所得補償制度を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

### 資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

### 資源管理・収入安定対策を実施

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ぶらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する補助を実施
- ※ 補助額は、漁業共済掛金の30% (平均)、積立ぶらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分に相当



### 資金の積立

- 漁業者と国が資金を積立

### 価格高騰の場合に補填

- ✓ 原油価格・配合飼料原料価格等が、「7中5平均値×100%」を超えた場合、超えた分を補填

